

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金 2つの給付金

申請期間（※土・日・祝日は除く）
平成27年8月17日(月)～11月16日(月)

臨時福祉給付金

所得の低い方の負担を緩和します。

消費税率の引上げに際し、所得の低い方々への負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として実施します。

対象者

- ・課税されている方に生活の面倒を見てもらっている方（扶養されている方）
 - ・生活保護の受給者
- などは対象外

住民税が課税されていない方

イメージ図

子育て世帯臨時特例給付金

子育て世帯の負担を緩和します。

消費税率引上げの影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特例的な給付措置として実施します。

対象者

中学生以下の児童がいる子育て世帯

月額5,000円の児童手当を受給している世帯は対象外

※平成27年度は、2つの給付金のどちらの要件にも該当する方については、両方の給付金を受け取ることができます

支給対象者 平成27年度の住民税(均等割)が課税されていない方

※ただし、課税されている方に生活の面倒を見てもらっている（住民税において、どなたかの扶養となっている）場合や生活保護の受給者である場合などは対象となりません。課税されている方は次のとおりです。

○6月中旬に「平成27年度町民税・県民税納税通知書」が送られてきた。

○ご自身の給与明細書の住民税の項目に「課税額」が記載されている。
詳しくは、税務課 町民税係 ☎(83)1224

○平成27年7月10日付で送付される「介護保険料決定通知書」に記載されている「保険料の所得段階」が第6段階以上になっている。
詳しくは、福祉課 高齢介護係 ☎(83)1226

支給額 1人につき、6,000円 基準日 平成27年1月1日

※支給対象者と思われる方には、8月14日付にて申請書を発送します。8月中にお手元に届いていない場合は、お問い合わせください

※申請対象となる方は、申請手続きをおとりください

支給対象者 平成27年6月分の児童手当を受給された方

※ただし、特例給付（児童手当の所得制限額以上の方に、児童1人当たり月額5,000円を支給しているもの）を受給される方は、対象となりません

※児童手当の認定請求の手続きをしなかったなどで、平成27年6月分の児童手当の対象となる児童分の支給が受けられない方についても、支給対象になり得るので、平成27年5月31日時点で住民票のある市区町村の窓口にご相談ください

支給額 対象児童1人につき、3,000円

※対象児童とは、支給対象者の平成27年6月分の児童手当の対象となった児童のことです

基準日 平成27年5月31日

※支給対象者と思われる方には、8月14日付にて申請書を発送します。8月中にお手元に届いていない場合は、お問い合わせください

※申請対象となる方は、申請手続きをおとりください

支給要件

申請先 役場2階 福祉課 福祉推進係

基準日（平成27年1月1日）において住民票が松田町にある方が対象です。

※一定の住居を持たない方でいずれの市区町村にも住民票がない方については、基準日の翌日以降であっても松田町で住民登録の手続きを行えば申請を行うことができます

※DV被害者や児童福祉施設等に入所している児童等で、他の市区町村から住民票を移さずに松田町にお住まいの方については、申請を受け付けることができる場合がありますのでご相談ください

提出書類 申請書

【添付書類】

①本人の確認書類（住民基本台帳カード、免許証、パスポート、健康保険証などの写し）

②振込先金融機関の通帳又はキャッシュカードの写し
※該当される方が世帯全員の場合は、①を全員分ご用意ください

申請方法

申請先 役場2階 子育て健康課 子育て支援係

平成27年6月分の児童手当を松田町から受給される方が対象です。

※上記以外の方で、DV被害者や児童福祉施設等に入所している児童は、松田町で申請を受け付けることができる場合がありますのでご相談ください

※公務員の方は、基準日（平成27年5月31日）時点で住民票が松田町にある方が対象です（勤務先から案内がありますので、そちらもご確認ください）

提出書類 申請書

※児童手当の振込口座以外の口座に振込を希望する方は下記の書類も必要です

- ・振込口座の通帳またはキャッシュカードの写し（児童手当の受給口座と同一名義のものに限ります）
- ・申請書本人確認書類の写し（免許証、保険証など）

申請期間／平成27年8月17日(月)～11月16日(月)(※土・日・祝日は除く)午前9時～午後4時まで

ご注意

- ・2つの給付金の対象に該当する方は、2つの申請が必要となります。
- ・申請手続きなどは、給付金により異なります。申請書はそれぞれ別に申請をしてください。
- ・原則として、申請期間外の申請は受け付けられませんのでご注意ください。

・申請方法に関する問い合わせ
「臨時福祉給付金」 福祉課 福祉推進係 ☎(83)1226

「子育て世帯臨時特例給付金」
子育て健康課 子育て支援係 ☎(84)5544

・制度に関する問い合わせ
厚生労働省 2つの給付金に関する専用ダイヤル
☎0570(037)192



「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」の“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください

ご自宅や職場などに厚生労働省（の職員）などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたりしたら、迷わず、町担当課や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。